

産学官連携による共同研究強化のための政府の取組

ガイドラインの実効性確保に向けて

我が国を取り巻くイノベーションの環境変化に対応するためには、企業と大学・国立研究開発法人が連携するオープンイノベーションの推進が必要である。特に、大学は、官民だけでは対応できない社会的課題を解決に導く知のエキスパートとして、社会的価値を創造していくことが求められており、大規模な共同研究の推進には、大学・国立研究開発法人側のマネジメントに産業界から大きな期待がよせられている。

そこで、産業界から見た、大学・国立研究開発法人が産学官連携機能を強化するうえでの課題とそれに対する処方箋をまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性確保は、2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を3倍とする政府目標を実現するために極めて重要であり、政府としても集中的に取り組む必要がある。そこで、具体的方針として以下の4方向による取組を進めていく。

① 具体的な共同研究等のプロジェクト支援

ガイドラインの実効性確保に向けては、ガイドラインに基づいて産業界が大学・国立研究開発法人とマッチングできるような共同研究の存在が重要である。上記のとおり、共同研究の形成については一元的には企業と大学・国立研究開発法人との自由に基づく契約事項にて進めて行くものであるが、政府においてもガイドラインの精神・内容を踏まえた各種研究開発・実証事業等の取組を通じて共同研究の形成を支援していく。

例えば、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や科学技術振興機構（JST）による産学官連携の共同研究プロジェクト、大学発ベンチャーへの支援などにおいて、本ガイドラインに則った取組の検討を進めていく。

② 大学・国立研究開発法人におけるイノベーション経営人材の育成や運用改善への支援

ガイドラインに基づいて今後、大学・国立研究開発法人における産学官連携機能の強化が進められることが期待されるが、特に単独の大学・国立研究開発法人ではそのマネジメントが困難な場合もあることから、大学におけるイノベーション経営人材の育成等の支援や、大学・国立研究開発法人の運用に係る明確な理解の促進（例えば、政府におけるガイドラインの周知活動、大学の運用において出来ること出来ないことを明示したホワイトリストの提示、担当窓口の明確化など）を進めていく。特に、大学・国立研究開発法人の運用に係る明確な理解については、投資主体である産業界に対して産学官連携による「本格的な共同研究」を促進する上でも極めて重要であると

考える。

③ ガイドラインに基づく大学・国立研究開発法人の取組成果に対するインセンティブ付与

ガイドラインに基づく先進的な取組が、研究成果の事業化やライセンス等による収入の拡大につながり、大学・国立研究開発法人の産学官連携体制の強化や教育研究の高度化を通じて更なる産学官連携の展開に結び付くという自立的な好循環を実現することが必要である。政府としても、これらの取組を加速する観点から、公的資金等の活用も含め適切にインセンティブ付与を行っていくことが肝要である。他方、ガイドラインに基づく大学・国立研究開発法人での取組状況を踏まえ、先進的な大学・国立研究開発法人に対して、産業界の投資を誘導していく仕組みを、政府として着実に構築していく。

④ ガイドラインを踏まえた大学の取組の評価

国立大学法人運営費交付金の3つの重点支援の枠組みによる配分に当たっては、各大学が設定した産学連携の目標の取組状況も踏まえて重点配分されているが、毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たっても、ガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価において、優れた点や注目される点を抽出する際の参照すべき取組の例として活用する。

なお、各法人における産学官連携等に関する中期目標・中期計画の達成状況についても、国立大学法人等の評価において確認する。

さらに、指定国立大学法人においては、その備えるべき要素として社会との連携が示され、大学間及び大学と企業・研究機関等の共創の場の構築・深化が求められている¹ことから、その指定に際しても、産学連携を行うに当たって、ガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはされる計画となっているかを十分に踏まえるものとする。

今後さらに検討すべき事項

産学官連携深化ワーキンググループにおいて問題提起があり、政府として、今後さらにより詳細な検討が必要となる事項は以下のとおりである。

① 研究成果の適切な保護・活用に向けた知的財産予算の確保

各大学の知的財産関連予算については、研究費の間接経費からの支出は限定的であり、各大学の運営経費からの支出が多くを占めているのが実情である。また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）からの外国特許出願費用の支援も重要な役割を果たしているが、JSTの外国特許出願支援件数は減少してきている。

¹文部科学省「特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議 審議まとめ」を参照。

大学において研究成果を適切に保護・活用していくためには、公的研究費の事業期間が終了した後、共同研究／社会実装が開始する前の段階における知的財産予算の確保が課題となっている。当該課題を解決するためには、例えば、公的研究費の事業期間終了後、研究成果である特許の権利化まで、公的研究費で支援すること、共同研究／社会実装に繋がる可能性のある特許を、競争的資金の間接経費の所定割合や企業との共同研究の戦略的産学連携経費を用い、共同研究／社会実装まで維持することなどが選択肢として考えられる。今後、大学における知的財産経費の実態調査、必要な知的財産経費の算定等に基づいて、適切な知的財産予算確保の在り方について産学官で検討を行うことが必要となる。

さらに、公的研究開発資金の支援等により生まれた将来の産業構造の変革の鍵となるような協調領域に属する技術シーズの知的財産の維持については、技術シーズを持つ各大学の財政負担に依存するのではなく、将来の研究成果の社会実装により便益を受けることが想定される企業群が、コンソーシアムを構成し維持費を分担するような知的財産維持の枠組みづくりも必要と考えられ、政府内のしかるべき場でそのような知的財産活用エコシステムの構築に向けた検討を産学官で進めていくことも重要と考えられる。

② クロスアポイントメント制度の促進

ガイドラインに基づき実施された先進的な実施例、企業・大学それぞれのニーズ等から、適切なマネジメントに向けた検討の方向性を整理し、新たにクロスアポイントメント制度を構築する大学・国立研究開発法人が参考となるような実施例を取りまとめ、提供する。

特に、現在、実施例のない大学から企業へのクロスアポイントメントについては、企業、大学、研究者それぞれのメリット、インセンティブの設定も含め、運用上の課題及び解決方策を明確にし、大学・国立研究開発法人が実施しやすい環境の醸成を行う。